	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施
			による	治験	する者に	こよる治験
			医療	治験	医療機	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
1. 治験審査委員会の運	1.1 治験審査委員会の設置記録	実施医療機関の長又は営利を目的としない組織・団体の長	0		0	
営に関する文書	[第27条]	が、治験審査委員会(同事務局を含む。)を設置したことを示				
		す記録。				
	1.2 治験審査委員会の運営に関する文書	治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する事項	0		0	
	[第28条]	を定めた文書(標準業務手順書)。				
	1.3 実施医療機関外治験審査委員会の委員	実施医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審	0		0	
	名簿及び標準業務手順書 [第30条]	査委員会に意見を求める場合、当該治験審査委員会から入手				
		する文書。				
2. 治験審査委員会の設	2.1 治験審査委員会の設置者が保存する記	治験審査委員会の設置者が、規制当局の要請に応じて提示で	0		0	
置者が保存する記録	録 [第34条]	きるように保存する文書。				
	1) 委員名簿(資格、職業及び所属を含					
	む。)	<b>込</b> たですることの記案されるでするまます。				
	<ul><li>治験審査委員会委員の指名記録</li><li>「第28条]</li></ul>	治験審査委員会の設置者が治験審査委員会の委員を指名したことを示す記録。				
	4-1					

注1:一連の文書が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では最も早く作成される時期に合わせて記載した。

注2:医療機関の長、治験責任医師等、医療機関で保存する文書・記録全てを示した。

注3:医療機関で保存する文書・記録のうち、自ら治験を実施する者が保存するものとそれ以外が保存するものを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書・記録は医療機関に含めた。

			保存場所			
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施	
			による治験		する者による治験	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	医療 機関 (注2)	治験 依頼者	医療機関	関(注3) 自ら治験を 実施する者
	<ul><li>2) 提出された文書(第32条参照)</li><li>・ 治験審査委員会の治験の実施状況調査 記録 [第28条] (治験開始前、治験実施中)</li></ul>	必要に応じて、治験審査委員会が治験の実施状況に関して自 ら行った調査結果を示す記録。				
	3) 会議の議事要旨 ・ 治験審査委員会の継続審査記録 [第28条] (治験開始前、治験実施中)	治験審査委員会が、実施中の治験について適切に実施されているか否かを少なくとも1年に1回の頻度で継続的に審査したことを示す記録。				
	4) 書簡等 	外部に設置された治験審査委員会に調査審議を依頼する際				
		に、医療機関の長が治験審査委員会の設置者と契約した文書。				
	3.1 医療機関の治験の実施に関する手順書[第36条,第38条]	医療機関の長が治験の実施に必要な手続き(治験事務局の設置を含む。) を定めた文書。	0		0	
	1) 治験事務局の業務内容に関する文書 [第38条]	医療機関の長が治験事務局の業務内容を定めた文書。				

			保存場所			
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施	
			による	治験	する者による治験	
			医療	治験	医療機関	룅 (注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
	2) 治験薬管理者の指名記録 [第39条]	医療機関の長が治験薬管理者を指名した記録。				
	3) 医療機関における記録保存責任者の指	医療機関の長が、医療機関において保存すべき必須文書につ				
	名記録 [第41条]	いて、それぞれの記録毎に保存責任者を指名した記録。				
4. 医療機関の長が指名		治験分担医師及び治験協力者に関する分担業務と分担者のリ		0	0	
した治験分担医師及び	及び治験協力者のリスト [第 36 条]	スト。	(正及び		(正及び	
治験協力者のリスト		治験責任医師が作成し、これに基づき医療機関の長が指名し	写)		写)	
		たもの。				
 	   5.1 実施医療機関の長が治験審査委員会に	実施医療機関の長が治験審査委員会に治験の実施について意	0		0	
治験審査委員会に意見		見を求めた文書。				
を求める文書	心儿で小いつの日 [おい・木]	ルセハマハこへ目。				
こかの公子目						

			保存場所				
	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施	
			による治験		する者による治験		
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
6. 治験審査委員会の意		  治験審査委員会が治験の実施について医療機関の長に通知す	0	0	0	0	
見に係る通知文書	<ul><li>承認文書</li></ul>	る文書。	(正及び	(写)		(写)	
	・ 修正条件付き承認文書	本文書の写しは、医療機関の長から 7.1 医療機関の長の指	写)				
	・ 却下の決定の文書	示、決定に関する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又					
	[第32条]	は自ら治験を実施する者に交付される。なお、実施医療機関					
		の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機					
		関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要が					
		ないこと。この場合にあっては、治験審査委員会は、実施医					
		療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して文書を通知す					
		ること。					
	1) 治験審査委員会の名称と所在地が記さ れた文書 [第36条]						
	2) 治験審査委員会の構成と活動に関する 文書 [第36条]	治験審査委員会が本基準に従って組織され、活動している旨 を治験審査委員会が自ら確認した文書。					

			保存場所				
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施		
			による治験		する者による治験		
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
	6.2 治験体頓者又は自ら治験を実施する者	  治験審査委員会が治験の実施について審査した場合に、治験	0	0		0	
	が医療機関の長から入手する文書	依頼者が医療機関との間で治験の契約を締結する前に医療機	O				
		関の長から入手する文書、又は、治験審査委員会が治験の実					
	[3] 02 🔭	施について審査した場合に自ら治験を実施する者が、治験計					
		画届を規制当局に提出する前に医療機関の長から入手する文					
		書。					
	1) 審査された省令第32条に規定する文書 [第36条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が必要とする場合。					
	6.3 治験寒杏委員会の治験の継続に関する	    治験審査委員会が実施中の治験の継続に関して、医療機関の	0	0	0	0	
	通知文書	長に通知したことを示す文書。	(正及び	(写)		(写)	
	· 承認文書	本文書の写しは、医療機関の長から7.2治験の継続に関する		(3)		(3)	
	・ 修正条件付き承認文書	医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治験責任医					
	・ 既承認事項の取消しに関する文書	  師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に交付される。な					
	[第 32 条]	お、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合					
		には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやり					
		とりを行う必要がないこと。この場合にあっては、治験審査					
		委員会は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記					
		して文書を通知すること。					

				保存	場所	
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施	
			による治験		する者に	こよる治験
			医療	治験	医療機関	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
	   7.1 実施医療機関の長の指示、決定に関す	   医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく医療機関の	0	0		0
指示、決定に関する文書	る文書 [第32条]	長の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら				
		  治験を実施する者に通知する文書。ただし、治験審査委員会				
		の決定と医療機関の長の指示が同じである場合には、6.1治				
		験審査委員会の通知文書に医療機関の長が記名捺印又は署名				
		することで本文書に代えることができる。				
	7.2 治験の継続に関する医療機関の長の指	医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく医療機関の	0	0		0
	示、決定に関する文書 [第32条]	長の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら				
		治験を実施する者に通知する文書。ただし、治験審査委員会				
		の決定と医療機関の長の指示が同じである場合には、6.3治				
		験審査委員会の治験の継続に関する通知文書に医療機関の長				
		が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。				
8. 治験責任医師及び治	8.1 治験責任医師及び治験分担医師の履歴	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その	0	0	0	
験分担医師の履歴書等	書等の文書 [第42条]	他の文書及び治験分担医師の履歴書。				
の文書						

					保有	場所	
		文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施	
L				による	治験	する者による治験	
				医療治験		医療機	関(注3)
	文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
				(注2)			実施する者
9			治験依頼者と治験責任医師が治験実施計画書の内容(改訂版	0	0	0	0
	た治験実施計画書又は		を含む。)及びこれを遵守して治験を実施することについて				
	それに代わる文書(改訂	[企業:第7条、医師:第15条の4]	合意したことを示すため治験依頼者と治験責任医師が記名捺				
	版を含む。)		印又は署名したもの。				
			自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者				
			が作成し、実施医療機関の長及び自ら治験を実施する者が記				
			名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書 (改訂版を含む。)。				
		 1) 医学専門家の指名記録	 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が適格な医学専門家を				
		[企業:第4条、医師:第15条の2]	含む専門的知識を有する者を指名した文書。				
		2) 盲検下の治験薬の割付けコードの開封	緊急時に、当該治験薬がどの薬剤であるかを直ちに識別でき、				
		手順書	かつ盲検性が破られたことを検知できる方法を示す記録。				
		[企業:第16条、医師:第26条の2]					
		[企業:第4条、医師:第15条の2]	者又は自ら治験を実施する者が症例報告書の作成及び変更又				
			は修正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて				
			治験協力者に提供するもの。				

			保存場所			
	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施
			による	5治験	する者による治験	
			医療	治験	医療機	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
	4) 治験調整医師の選定、治験調整委員会の設置に関する記録 「企業:第18条、医師:第26条の4]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験調整医師を選定 又は治験調整委員会を設置したことを示す記録。				
	験責任医師の責務に関する文書	治験調整医師を選定又は治験調整委員会を設置した場合、治 験依頼者又は自ら治験を実施する者がそれらの責務を治験開 始前に文書で定めたことを示す記録。				
	明文書	多施設共同治験で必要な場合、全ての治験責任医師に対し、 臨床上及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法 について説明した文書。				
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者がモニターを指名した 記録。				
10. 同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。)	版を含む。) [企業:第9条、医師:第15条の6、共通:	治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成した文書(修正 又は改訂版を含む。)。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者 が作成した文書(修正又は改訂版を含む。)。	0	0	0	0

	文書の種類		治験依	大頼者	自ら治験を実施	
			による	治験	する者による治験	
			医療	治験	医療機	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
11. 治験依頼者又は自ら	11.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者	治験に関する業務が本基準等を遵守して行われ、品質保証及	0	0	0	0
治験を実施する者の標	の標準業務手順書	び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務				
準業務手順書	[企業:第4条、医師:第15条の2]	手順書。				
	1) データの品質管理に関する文書	治験に関連する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保				
	[企業:第4条、医師:第15条の2]	証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用する				
		ためのもの。				
	2) 治験関連業務割当て記録	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関連する全て				
	[企業:第4条、医師:第15条の2]	の業務を確定し、適格な者に割り当てたことを示す記録。				
	3) 治験実施計画書及び症例報告書の作	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験実施計画書、症				
	成、改訂の手続きに関する記録	例報告書を作成、改訂する手続き、並びに当該治験の倫理的				
	[企業:第4条、医師:第15条の2]	及び科学的妥当性が裏付けられていることを保証するための				
		手続きに関する文書(治験依頼者にあっては、治験責任医師				
		と協議すること。)。				

			保存場所				
	文書の種類		治験依頼者自ら			治験を実施	
			による治験		する者に	こよる治験	
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
	+ 4) 電子データ処理システムのバリデーシ	│ │治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、電子データ処理シ				7 4,02 7 6 12	
		ステムを用いる場合、下記事項を行うことを示す記録。					
	[企業:第26条、医師:第26条の12]	  1)  当該システムの完全性等を保証し、文書化していること					
		2)標準業務手順書を整備すること					
		3) データ修正の履歴が残せるようデザインされていること					
		4) データのセキュリティシステムを保持し、バックアップを					
		適切に行うこと					
		5) データ修正者名簿を作成、管理すること					
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者によって					
		行われる症例報告書の変更又は修正に関する手順書。					
	正の手順書						
	[企業:第4条、医師:第15条の2]						
	0)	V/ FA/L+T+					
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害					
		の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定					
	[企業:第14条、医師:第15条の9]	めた文書。					
	7) エーカリングに関する価準業数チ順を						
	1						
	[正未・第21末、左帥:第20末の7]	が唯たした保辛未労士順音。   					
1	l	l		1		l l	

	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施
			による	治験	する者による治験	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	医療 機関 (注2)	治験 依頼者	医療機能	関(注3) 自ら治験を 実施する者
	8) 監査手順書 [企業:第23条、医師:第26条の9]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が監査の対象、方法及 び頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順 書。				
12. 検査の基準値及びそ の範囲(修正又は改訂版 を含む。)		治験実施計画書に記載されている医学的検査、臨床検査等の 基準値を示す記録(最新の基準値及びその範囲並びにこれら の数値の改訂時期を示す記録を含む。)。	0	0	0	0
13. 効果安全性評価委員会	13.1 効果安全性評価委員会 [企業:第19条、医師:第26条の5]	効果安全性評価委員会が作成した標準業務手順書及び全ての 会合の記録。		0		0
	<ul><li>1) 標準業務手順書</li><li>・ 効果安全性評価委員会の設置に関する記録</li><li>2) 会合の記録</li></ul>	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が設置したことを示す記録。				
 		治験依頼者が、治験を適切に実施しうる要件を満たしている		0		
療機関の選定に関する記録		治験責任医師及び医療機関を選定したことを示す記録。				

	文書の種類					ら治験を実施	
			による 医療	5 治験 治験		こよる治験 関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関 (注2)	依頼者		自ら治験を 実施する者	
15. 治験計画届書(控)	15.1 治験計画届書(控) [規則第269条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画 届書を提出したことを示す記録。		0		0	
16. 治験依頼時又は治験の実施の承認の前に医療機関の長に提出した文書	に医療機関の長に提出した文書	治験の依頼時又は治験の実施の承認の前に、治験依頼者又は 自ら治験を実施する者が医療機関の長に提出した最新の文 書。	0	0	0	0	
17. 治験薬の表示内容	17.1 治験薬の表示内容 [企業:第16条、医師:第26条の2]	本基準を遵守して治験薬の表示が行われていることを示す記録(該当する場合には、盲検性が維持されるような方法で表示)。 治験薬の容器若しくは被包に記載されている内容がこれにあたる。		0		0	
18. 治験薬の製造記録	18.1 治験薬の製造記録 [企業:第17条、医師:第26条の3]	治験薬GMPに従って治験薬が製造されたことを示す記録。		0		0	
19. 治験薬の品質試験成 績	19.1 治験薬の品質試験成績 [企業:第16条、医師:第26条の2]	治験薬が確認試験、純度試験及び含量(又は力価)試験等の 規格を満たしていることを示す記録。		0		0	

	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施	
			による	治験	する者による治験	
立事の夕祈	火きな事に今まれて 東西	概要	医療 機関	治験 依頼者	医療機関	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	(城 安 	(注2)	1000円		自ら治験を
			(//			実施する者
	19.2 ロットサンプルの分析記録	治験薬がその規格を満たしていることを再確認するために経		0		0
	[企業:第16条、医師:第26条の2]	時的に分析した記録。				
	19.3 治験終了時の治験薬の品質試験成績	治験薬が使用期間中安定であったことを示す記録。		0		0
	[企業:第16条、医師:第26条の2]					
20. 無作為割付け原簿	20.1 無作為割付け原簿	治験薬が無作為に割付けられたことを示す文書。		0		0
	[企業:第16条、医師:第26条の2]					
21. 治験薬の管理に関す	21.1 治験薬の管理に関する手順書	医療機関の長又は治験薬管理者が、治験薬の取扱い及び保	0	0	0	0
る手順書	[企業:第16条、医師:第26条の2]	管、管理並びにそれらの記録に際し従うべき指示を記載した				
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者による手順書。				
	1) 治験薬の溶解方法その他の取扱方法を	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験薬の保存条件、				
	説明した文書	使用期限、溶解液及び溶解方法並びに注入器具等を定めた文				
		書で、治験に関与する全ての者に知らせるもの。				
22. 健康被害の補償措置	22.1 健康被害の補償措置に関する文書	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害		0		0
に関する文書	[企業:第14条、医師:第15条の9]	の補償を履行するため、保険その他の措置を講じたことを示す文書。				

				保存	揚所	
	文書の種類		治験依頼者自ら治			験を実施
			による	治験	する者による治験	
			医療	治験	医療機	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
23. 当該治験に特有のモ	23.1 当該治験に特有のモニタリングに関す	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が当該治験のために特		0	0	0
ニタリングに関する手順	る手順書	に定めたモニタリングに関する手順書。				
書	[企業:第21条、医師:第26条の7]					
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が中央モニタリングを				
	[企業:第21条、医師:第26条の7]	採用する場合に定めた手順書。				
24. モニタリング報告書	24.1 モニタリング報告書(治験開始前、治	モニターによる治験開始前の医療機関への訪問及び治験に関		0	0	0
		連した連絡に関する報告書、モニターによる治験実施中の医				
	[企業:第22条、医師:第26条の8]	療機関への訪問及び治験に関連した連絡に関する報告書、並				
		びにモニターが治験終了時に、医療機関及び治験依頼者にお				
		ける必要な全ての活動が完了し、当該治験実施計画書に関す				
		る必須文書が適切にファイルされていることを確認し、治験				
		依頼者又は自ら治験を実施する者に報告する文書。				
	 1) 治験実施計画書案等の提供記録					
	「第7条]	書について合意する前に、治験責任医師に治験実施計画書				
	F21 21-2	案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資				
		料・情報を提供したことを示す記録(改訂する場合を含む。)。				

			保存場所			
	文書の種類		治験依頼者自ら治験を実			験を実施
			による治験		する者による治験	
			医療	治験	医療機関	룅(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
	2) 同意文書等の作成に必要な資料の提供	│ │治験依頼者が治験責任医師に同意文書及びその他の説明文書				70,0701
	記録 [第9条]	の作成に必要な資料を提供したことを示す記録(改訂する場				
		合を含む。)。				
	3) 遵守を確保するための措置に関する記					
	録	る者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、本基準				
	[企業:第4条·第22条、医師:第15条	等を遵守していない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施				
	の2・第26条の8]	する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。				
	4) モニタリング報告書の点検とフォロー	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告				
	アップに関する文書	書に関して行った点検とフォローアップについて、治験依頼				
	[企業:第22条、医師:第26条の8]	者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの				
		(終了又は中止・中断後を含む。)。				
25. 監査計画書	25.1 監査計画書	監査部門が監査手順書に基づいて作成したもの。		0		0
	[企業:第23条、医師:第26条の9]					
00 8830 34275 35 37 144 888 9	00.4 88.30.41.75.75.71.16.89.01.17.16.41.75.77.17.17	V/EA/				
	26.1 開発業務受託機関の標準業務手順書	治験に関する受託業務が本基準等を遵守して行われ、品質保		0		0
標準業務手順書	[企業:第12条、医師:第15条の8]	証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準		(写)		(写)
		業務手順書。				
				<u> </u>		

				場所	折		
	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施	
			による	による治験		する者による治験	
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
	26.2 健康被害の補償に関する開発業務受託	開発業務受託機関が、治験依頼者若しくは自ら治験を実施す		0	0	0	
	機関の手順に関する文書	る者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健		(写)	(写)	(写)	
	[企業:第12条、医師:第15条の8]	康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手					
		順を定めたことを示す文書。					
27. 治験依頼者若しくは	27.1 治験依頼者若しくは自ら治験を実施す	治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関		0	0	0	
自ら治験を実施する者	る者又は実施医療機関と開発業務受託機関	が、委託した業務に関して開発業務受託機関と契約したこと					
又は実施医療機関と開		を示す記録。					
発業務受託機関との契	[企業:第12条、医師:第15条の8]						
約書							
00 4 > \/\frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac\frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac		<u> </u>	-				
		自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に	0		0	0	
者又は実施医療機関と 治験施設支援機関との	関と治験施設支援機関との契約書 「第39条の2]	関して治験施設支援機関と契約したことを示す記録。 					
お駅旭設又接機関との 契約書	[第 39 <del>年</del> 07 2] 						
大小山							
	29.1 健康被害の補償に関する治験施設支援	  治験施設支援機関が、自ら治験を実施する者又は実施医療機	0		0	0	
する治験施設支援機関		関とともに当該受託業務により生じた健康被害に要する費用	(写)		(写)	(写)	
の手順に関する文書	[第39条の2]	その他の損失を補償する手順を定めたことを示す文書。	, ,		, ,		

				保存	場所	
	文書の種類		治験依頼者自ら治験			験を実施
			による	治験	する者に	こよる治験
			医療	治験	医療機関	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
30. 治験に関する合意文書	30.1 治験の契約書又は承認書 [企業:第13条、医師:第15条の7]	治験の実施に関し、治験依頼者と医療機関(さらに、治験依頼者が業務の一部を委託する場合にあっては、その受託者)が合意した文書。 自ら治験を実施する者の治験では医療機関の長が自ら治験を実施する者の提出した資料に基づき治験の実施を承認した文書。	0	0		0
	1) 治験に関するその他の合意文書 [第 13 条]	治験責任医師及びその他治験に関与する全ての者と治験依頼 者との治験契約書及び治験実施計画書以外の合意文書。				
	30.2 治験に係わる費用に関する文書 [企業:第13条、医師:第15条の7]	治験に係わる費用について、治験依頼者と医療機関との間で取り決めた文書。 実施医療機関以外の者が治験の費用の一部を負担する場合 (治験薬を提供する場合を含む。)の負担に関する具体的な 内容等について、自ら治験を実施する者が取り決めた文書。	0	0		0
31. 治験薬概要書(改訂 版を含む。)	31.1 治験薬概要書(改訂版を含む。) [企業:第8条、医師:第15条の5]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験の実施に必要な 非臨床及び臨床試験の成績をまとめた文書(改訂版を含む。)。	0	0	0	0

			保存場所			
	文書の種類					
			医療   治験     機関   依頼者	治験	医療機関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要		依頼者	自ら治験を	
			(注2)		実施する者	
	1) 治験薬の製剤組成を変更した場合の非	被験薬又は対照薬の製剤組成が大きく変更された場合に必要				
	臨床試験成績	な試験成績(安定性、溶出性又は生物学的利用性等)。				
	[企業:第5条、医師:第15条の3]					

				保存	字場所	場所	
	文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施	
			による治験		する者による治験		
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
32 医療機関での治験薬	32.1 医療機関での治験薬の保管・管理記録		0	0	0	O	
の保管・管理記録	[第39条]	を実施する者の定めた手順書及び本基準を遵守して治験薬を	O	(写)		(写)	
<b>少</b> 体白 白 <sup></sup> <del>生</del> 记频	[	保管、管理していることを示す記録。		(-3-/		(-3/	
		休告、旨達していることでから出場。					
		  治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与され	0		0		
	[第 39 条]	たことを示す記録。					
	233 00 3143	The area of the second					
33. 治験実施計画書から	33.1 治験実施計画書からの逸脱記録	治験責任医師が全ての逸脱とその理由等を説明した記録。	0	0	0		
の逸脱記録	[第 46 条]		(写)		(正 及		
					び 写)		
34. 治験実施計画書から	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の	医療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は					
の緊急の逸脱又は変更	記録 [第46条]	変更を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。					
の記録							
		実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合に	0		0		
		は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治					
	員会に提出した文書	験審査委員会宛通知することで、実施医療機関の長と治験責					
		任医師との間の文書のやりとりを行う必要はないこと。					

			保存場所				
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施		
			による治験		する者による治験		
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
	34.2 治験責任医師が治験依頼者に提出し			0			
	た文書						
35. 治験実施計画書から	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更に	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治験審					
	関する文書 [第46条]	査委員会が承認、医療機関の長が了承及び治験依頼者が合意					
に関する文書		したことを示す文書。					
	35.1 治験審査委員会の承認の文書	医療機関の長宛	0		0		
	35.2 医療機関の長の了承の文書	治験責任医師宛	0		0		
	30.2 医療機関の長の「承の文書	治験事査委員会の決定と医療機関の長の指示決定が同じ場合	O		O		
		には、35.1治験審査委員会の承認の文書に医療機関の長が記					
		名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。					
		山が中へは名もすることで不入自に「いたることが、ことで。					
		医療機関の長宛	0	0			
36. 治験の変更に関する	36.1 治験の変更に関する治験責任医師の報	治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大さ	0	0	0		
治験責任医師の報告書	告書	せるような治験のあらゆる変更に関する報告書。					
	[第 46 条]						

			保存場所			
	文書の種類		治験依頼者自ら治験を			験を実施
			による治験		する者による治験	
			医療	治験	医療機関	関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
37. 予定より早い治験薬	37.1 予定より早い治験薬割付けコードの開	予定より早い段階での開封を行った場合、治験責任医師がそ	0	0	0	0
割付けコードの開封記	封記録	の理由とともに記録した文書。	(写)		(写)	
録	[第 46 条]					
20 包含长四只比罗久长	20.1 シスト大のマルマタギュ・点の地とも	公晚丰/1万年7月公晚八日万年48万年1 公晚丰/1万年45中	0	0	0	0
	38.1 記名捺印又は署名ずみ症例報告書 [第 47 条]	治験責任医師又は治験分担医師が作成し、治験責任医師が内容に問題がないことを確認した症例報告書。	(写)	O	(写)	
か延別報古書	[[   [ 	谷に向越がないことを確認した証例報音書。	( <del>')</del> )		( <del>')</del>	
	   1) 原資料との矛盾を説明した記録					
	[第47条]	治験責任医師がその理由を説明した記録。				
	2) 症例報告書の変更及び修正記録	症例報告書の変更及び修正に関して、治験責任医師が作成し				
	[第47条]	た記録。				
39. 被験者登録に関する	39.1 被験者登録に関する文書		0		0	
文書						
	1) 被験者識別コードのリスト	治験責任医師が被験者の識別に用いた被験者識別コードのリ 				
	[第47条]	スト。				
		  追跡調査が必要な時、治験に組み入れられた全ての被験者を				
	識別コードのリスト	特定できるようにしたリスト。				

				保存場所				
		文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施		
				による	よる治験する者に。		こよる治験	
				医療	治験	医療機関	関(注3)	
	文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
				(注2)			実施する者	
		3) 被験者登録名簿	被験者組み入れに際し経時的に番号を付したことを示す文書。				70.57 5 1	
		4) 被験者のスクリーニング名簿	治験開始にあたって、スクリーニングに組み入れられた症例 を確認する文書。					
40.	原資料	40.1 原資料 [第 41 条]	症例報告書等の元となる文書、データ及びその他の記録。	0		0		
41.	署名・印影一覧表	41.1 署名·印影一覧表	症例報告書の作成、変更、修正を行う治験責任医師、治験分	0	0	0	0	
			担医師及び必要に応じ治験協力者の署名と印影を示した文書。	(写)		(写)		
	治験の現況の概要に する文書	42.1 治験の現況の概要に関する文書 [第48条]	治験審査委員会の継続審査を受けるために、治験責任医師が 治験の現況の概要を年に1回又はそれ以上の頻度で作成する 文書。	0		0		
	治験責任医師からの 害事象報告	43.1 治験依頼者又は治験薬提供者への重 篤な有害事象 [第48条]	全ての重篤な有害事象に関する治験依頼者又は治験薬提供者への報告。	O (写)	0	O (写)		

			保存場所				
	文書の種類		治験依頼者		自ら治験を実施		
			による治験		する者による治験		
			医療	治験	医療機	関(注3)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を	
			(注2)			実施する者	
	43.2 医療機関の長への重篤な有害事象	全ての重篤な有害事象に関する医療機関の長への報告(重篤	0		0		
	[第 48 条]	で予測できない副作用の特定が必要)。なお、実施医療機関					
		の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機					
		関の長と治験責任医師の肩書きを連記して 43.1 を通知する					
		ことで、本報告を行う必要はないこと。ただし、この場合、					
		重篤で予測できない副作用を特定した上で、43.1の報告を行					
		う必要があること。					
	43.3 治験依頼者又は治験薬提供者への重	治験実施計画書で安全性評価に重要と規定された有害事象に	0	0	0		
	要な有害事象 [第48条]	関する治験依頼者又は治験薬提供者への報告。	(写)		(写)		
44. 治験への参加につい	44.1 記名捺印又は署名ずみ同意文書(改訂	被験者が治験に参加する前に、被験者(代諾者)が治験への	0		0		
て被験者等の意思を確	版を含む。)	参加について文書で同意したことを示す文書(改訂された同					
認した記録	[第50条、第52条、第54条]	意文書及びその他の説明文書を用いて被験者(代諾者)に改					
		めて説明し、治験への継続参加について文書による同意を得					
		た場合も含む。)。					
	1) 代諾者と被験者の関係を示す記録	代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関係を示す記					
	[第50条]	録。					
1	l	l					

				保存場所			
		文書の種類		治験依頼者		自ら治	験を実施
				による	治験	する者による治験	
				医療	治験	医療機関	関(注3)
文	文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
				(注2)			実施する者
		   2) 立会人の記名捺印又は署名ずみ同意文	被験者又は代諾者が同意文書及びその他の説明文書を読むこ				)
		書 [第52条]	とができない場合、公正な立会人が同意文書に記名捺印又は				
			署名した文書。				
		44.2 被験者又は代諾者の、事後の記名捺印	緊急状況下における救命的治験で、被験者及び代諾者から事	0		0	
		又は署名ずみ同意文書 [第55条]	前の同意を得ることが不可能であった場合、事後に被験者又				
			は代諾者から治験への継続参加について文書で同意を得たこ				
			とを示す文書。				
		44.3 記名捺印又は署名ずみ同意文書写し等	記名捺印又は署名ずみ同意文書の写し及びその他の説明文書	0		0	
		を被験者に渡した記録 [第53条]	を被験者(代諾者)に渡した記録(改訂された場合を含む。)。				
		44.4 治験への継続参加に関する被験者(代	治験への継続参加に影響を与える可能性のある情報が得られ	0		0	
		諾者)の意思を確認した記録 [第54条]	た場合、当該情報を被験者(代諾者)に伝え、継続参加につ				
			いて被験者(代諾者)の意思を確認した記録。				

				保存場所				
文書の種類			治験依頼者		自ら治験を実施			
				による治験		こよる治験		
			医療 治験		医療機関	関(注3)		
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を		
			(注2)			実施する者		
45 治験依頼者の治験薬	   45.1 治験依頼者の治験薬交付及び取扱い	治験依頼者が治験薬を適正に出荷、受領、処分、返却及び廃		0		0		
交付及び取扱い記録又								
は自ら治験を実施する	Apply to H billing to H tilling to							
者の治験薬の入手及び	   「企業:第16条、医師:第26条の2]	び廃棄した記録。						
取扱いの記録								
46. 治験依頼者又は自ら	46.1 被験者の安全に悪影響を及ぼす情報に	被験者の安全に悪影響を及ぼし、治験の実施に影響を与え、	0	0	0	0		
治験を実施する者から	関する治験依頼者又は自ら治験を実施する	又は治験継続に関する治験審査委員会の承認を変更する可能		(写)		(写)		
の安全性に関する通	者の通知書	性のある情報を、全ての治験責任医師、医療機関の長に通知						
知·報告文書	[企業:第20条、医師:第26条の6]	した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人						
		物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書						
		きを連記することで、一の文書として差し支えない。						
	46.2 重篤で予測できない副作用等の報告	重篤で予測できない副作用等を全ての治験責任医師、医療機	0	0	0	0		
	[企業:第20条、医師:第26条の6]	関の長及び規制当局に報告した文書。なお、実施医療機関の		(写)		(写)		
		長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関						
		の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、一の文書と						
		して差し支えない。						

				保存	場所	
文書の種類			治験依頼者		自ら治験を実施	
				5治験	する者による治験	
			医療	医療 治験		関(注3)
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	依頼者		自ら治験を
			(注2)			実施する者
	   46.3 治験薬概要書の改訂前に報告する安全	新たな重要な情報が国内外から得られた場合、治験薬概要書	0	0	0	0
	性情報	の改訂に先立って、治験責任医師、医療機関の長及び規制当	O	(写)	J	(写)
	'	局に報告した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師		(3)		(3)
	医師:第15条の5、第26条の6]	が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医				
		師の肩書きを連記することで、一の文書として差し支えない。				
47. 治験への参加打切り	47.1 治験への参加打切りに関する報告文書	モニタリング及び監査によって、治験責任医師又は医療機関		0		0
に関する報告文書	[企業:第24条、医師:第26条の10]	  による重大又は継続した不遵守が発見された場合に、当該治		(写)		(写)
		験責任医師又は医療機関の治験への参加を治験依頼者又は自				
		ら治験を実施する者が打切ったことを規制当局に報告した文				
		書。				
48. 治験計画変更届書	48.1 治験計画変更届書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画		0		0
(控)	[規則第 270 条]	変更届書を提出したことを示す文書。				
49. 体液又は組織標本の	49.1 体液又は組織標本の保存記録(ある場	再検査の必要性がある場合には保存サンプルの保存場所とそ	0	0	0	0
保存記録(ある場合)	合)	の内容を示す記録。				

					保存場所				
文書の種類			治験依頼者		自ら治験を実施				
			による治験		する者による治験				
			医療 治験		医療治療	医療	治験	治験医療機関(	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	機関	機関 依頼者		自ら治験を			
			(注2)			実施する者			
50. 治験の中止・中断又 は被験薬の開発中止の 通知文書	知文書	治験依頼者が治験を中止・中断又は当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断あるいは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合。 治験依頼者が全ての医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。	0	O (写)	0	O (写)			
51. 治験の中止又は中断 の報告書	50.2 医療機関の長から治験責任医師及び 治験審査委員会宛 [第40条] 治験の中止又は中断の報告書	医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその旨を 詳細に説明する文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医 師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任 医師の肩書きを連記して治験審査委員会宛通知することで、 実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを 行う必要はないこと。 治験責任医師が治験を中止又は中断した場合。			0				

				保存	子場所	
文書の種類			治験依頼者		自ら治験を実施	
			による治験		する者による治験	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	医療 機関 (注2)	治験 依頼者	医療機関	関(注3) 自ら治験を
			(/± 2 /			実施する者
	51.1 治験責任医師から医療機関の長宛[第49条]	治験責任医師が医療機関の長にその旨を詳細に説明した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して51.2の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	0		0	
	51.2 医療機関の長から治験依頼者及び治験 審査委員会宛 [第40条]	医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明した文書。	0	0	0	
52. 治験責任医師からの 治験の終了報告文書	52.1 治験責任医師からの治験の終了報告文書 [第49条]	治験責任医師が医療機関の長に治験の終了と治験結果の概要を報告した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して53.1の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	0		0	
53. 医療機関の長からの 治験の終了通知文書	53.1 医療機関の長からの治験の終了通知文書 [第40条]	医療機関の長が治験審査委員会及び治験依頼者に治験結果の 概要とともに治験の終了を通知した文書。	0	0	0	
54. 治験の総括報告書	54.1 治験の総括報告書 [企業:第25条、医師:第26条の11]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が本基準等に従って作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。		0		0

				保存場所				
	文書の種類			治験依頼者		自ら治験を実施		
				による	5治験	する者に	こよる治験	
		文書の名称 当該文書に含まれる事項 概 要	医療	治験	医療機関	関(注3)		
	文書の名称		機関	依頼者		自ら治験を		
				(注2)			実施する者	
55.	監査記録	55.1 監査記録	監査担当者が監査で発見した事項を記録した文書。		0		0	
		[企業:第23条、医師:第26条の9]						
56.	監査報告書	56.1 監査報告書	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験		0	0	0	
		[企業:第23条、医師:第26条の9]	依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者に					
			よる治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提					
			出した文書。					
57.	監査証明書	57.1 監査証明書	監査担当者が、監査を行った治験について監査証明書を作成		0	0	0	
		[企業:第23条、医師:第26条の9]	し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施					
			する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関					
			の長に提出した文書。					
58.	治験終了届書(控)	58.1 治験終了届書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了		0		0	
		[規則第 270 条]	届書を提出したことを示す文書。					
59.	治験中止届書 (控)	59.1 治験中止届書 (控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止		0		0	
		[規則第 270 条]	届書を提出したことを示す文書。					

				保存場所							
	文書の種類					文書の種類			治験依頼者自ら治験		
			による治験		する者による治験						
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概  要	医療治験機関依頼者(注2)		医療機関(注3) 自ら治験を 実施する者						
60. 開発中止届書(控)	60.1 開発中止届書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験薬の 開発中止届書を提出したことを示す文書。		0	0						